

廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価が高騰する中であって、廿日市市内において介護サービス又は障害福祉サービス等を提供している事業者の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援するため、予算の範囲内において、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金は、別表第1欄の事業区分ごとに第2欄の支援金の交付対象となる廿日市市内の事業者（以下「交付対象事業者」という。）に交付するものとする。交付対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 廿日市市内にて令和8年4月1日までに事業を開始していること。
- (2) 申請日時点で事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）を行っていないこと。ただし、申請日時点で事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）を行っており、令和9年3月31日までに再開の見込みがないものは除く。
- (3) 国又は地方公共団体が設置し、運営を行っていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人ではないこと。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、別表第4欄のとおりとする。

(支援対象期間)

第4条 支援金の交付対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12か月間とする。ただし、次の各号に掲げる場合に

は、当該各号に定める日数（暦日上の日数。以下同じ。）の合計を30で除し、小数第一位を四捨五入した月数を支援対象期間から除くものとする。

(1) 申請日から令和9年3月31日までに事業の廃止を行う場合においては、事業の廃止日の翌日から令和9年3月31日までの日数

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに事業の休止を行う場合においては、事業の休止を行った日数

(交付の申請)

第5条 この支援金の交付は、規則第16条の規定による概算払とする。

2 支援金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）が、支援金の概算払を受けようとするときは、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼概算払請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を別表第5欄の申請書提出先に市長が別に定める日までに提出するものとする。

3 申請者は、別表第1欄の事業区分ごとに法人単位で申請するものとする。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の交付決定をしたときは、申請者に対し、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定をしたときは、申請者に対し、概算払により速やかに支援金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第7条 支援金の交付決定を受けた者は、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金実績報告書兼精算書（別記様式第3号）を令和9年3月31日までに市長に提出するものとする。

(支援金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告を受け、当該実績報告に係る書類の審査

等を行った上で、本事業の実績が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付額確定通知書（別記様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。ただし、確定した支援金の交付額が、第6条第1項により決定した交付額と同額である場合には、規則第24条の規定により通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還させるものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業の休廃止により支援対象期間に変更があった場合
- (2) 交付決定の辞退を申し出た場合
- (3) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (4) その他、偽り等不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（立入検査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事

項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。